

27川健精保第362号

平成28年2月15日

特定非営利活動法人 あやめ会
理事長 山本 泰彦様

川崎市長 福田 紀彦

平成28年度要望書について（回答）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本市の精神保健福祉に対するご協力を賜り、感謝いたします。

さて、平成27年8月11日付けでいただきました標記要望書につきまして、別紙のとおり回答いたしますので、よろしく御理解くださいますようお願いいたします。

（健康福祉局障害保健福祉部精神保健課 小泉担当）

電話 200-3608

I. 主要な要望事項

1. 在宅の当事者を対象にした訪問支援や家族への総合支援などの訪問型福祉サービスを充実させてください。また、ひきこもり状態にある当事者を医療に繋げることができるよう支援してください。(継続、新規)

【回答】

精神障害者を対象とした家庭訪問や家族への支援等につきましては、保健福祉センター職員を中心に、精神保健福祉センターや百合丘障害者センターが、チーム体制で支援協力を行いながら、危機介入や医療に繋げるなどの業務を行なっております。また、28年4月に井田障害者センターおよび南部地域支援室が設置されることから、さらに訪問支援が充実するよう、ひきこもり、相談支援事業所や地域活動支援センター等の事業と連携し、対応してまいりたいと存じます。

2. 地域移行・地域定着支援を進めるため、退院に向けた必要な相談支援の充実、退院後の生活訓練支援(宿泊型自立訓練施設の拡充を含む)や生活支援・介護サービスの給付等アフターフォローの充実をお願いします。また、居住面の受け皿となるグループホーム等の増設及びそれら施設の運営に対する各種助成措置(家賃等への補助、世話人加算、初期加算)の継続、並びに市営住宅の優先的な入居、賃貸アパートの家賃補助等への配慮をお願いします。

【回答】

精神科病院に入院している方の地域移行・地域定着支援につきましては、病院ソーシャルワーカーや相談支援事業所、その他関係機関と連携を図りながら、地域移行・地域定着に必要なサービスの調整・手続きなどを含め今後も相談支援の充実を進めてまいります。

また、「川崎市福祉センター跡地活用施設整備基本計画改定版」において、障害者入所施設の整備の中で、宿泊型自立訓練施設を位置づけたところがございます。

また、各種社会資源につきましては、障害福祉計画に沿って着実に整備をすすめてまいりたいと存じます。また、グループホームに対する補助等につきましても、継続ができるよう努めてまいります。

なお、市営住宅へ申し込みにあたりましては、優遇措置や収入基準の緩和を実施しておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

また、賃貸アパートの家賃補助につきましては、実施は困難なことだと思われまので、ご理解ください。

3. 障害者差別解消法の施行を控え、精神障がいに対する差別・偏見をなくすために、啓発活動のさらなる推進を図ると共に、学校教育における当該学習の実施及び教職員への精神医療保健の研修等をさらに推進してください。

【回答】

本市では、これまでも、障害への理解や障害者に対する偏見の解消、また、多様性を認め合う、共生社会をめざす教育を行ってまいりました。特に精神障害者への理解については重要な課題として認識し、各学校の人権尊重教育担当者が集まる、人権尊重教育推進担当者研修においても、この課題を取り上げ、研修を実施しております。また、心の健康相談支援事業において、児童生徒の心の健康問題に対処するために、学校関係者への啓発活動として、シンポジウムを開催しております。今後とも、教職員への啓発を推進してまいります。

また、地域におきましては、これまでも、正しい理解のための普及・啓発は、行政だけでなく各方面で行われてきておりますが、本年4月に施行された「障害者差別解消法」の基本方針も踏まえ、一人でも多くの市民が障害に対する理解を深め、地域の中で理解と支援が進むよう、障害者が安心して自立した地域生活を送れる環境づくりに取り組んでまいります。

II. その他の要望事項

1. 重度障害者医療費助成の助成対象に入院医療費も加えてください。さらに、手帳2級所持者には、精神科通院医療費の無料化を検討してください。(継続)

【回答】

重度障害者医療費助成制度につきましては、昭和48年度から、県による全額補助制度により開始されましたが、この間の補助制度の見直しにより、県の補助率が現在は「3分の1」となっているほか、県の制度としては一部負担金と所得制限制度が導入されており、更に65歳以上の新規手帳取得者を対象外としているところでございます。

本市といたしましては、対象者への影響を配慮し、一部負担金の導入等を見送っているところでございますが、助成額が毎年増加している課題があるため、制度を維持する観点から助成のあり方について検討する必要がございます。

平成25年10月の制度改正は、精神障害者の社会的入院を防ぎ、地域移行を推進することを目的に精神障害者保健福祉手帳1級所持者の入院医療費を除く医療費を助成対象に加えたところです。なお、精神疾患による入院につきましては、精神障害者入院医療援護金交付事業により給付を行っているところでございます。

また、身体障害者手帳1級・2級、及び知的障害者療育手帳の重度と最重度の方々が、国民年金法などの「障害年金1級」や所得税法の「特別障害者」の区分に相当することから、精神障害者におきましても、同様の区分にあたる手帳1級の方を対象とした、県の考え方に準拠し、精神障害者保健福祉手帳2級所持者の方は助成対象とはしておりません。

今後につきましては、国・県の動向や他都市の状況を注視しながら、制度の安定性、継続性の確保に努めてまいります。

2. 精神科医療について、①救急医療体制の拡充及びその仕組みに関する情報提供、②精神障がい者が身体疾患を合併する場合の医療対応について、患者のスムーズな受入れに向けた改善策、③自立支援医療の指定医療機関の複数化、④精神科医療の受診者に対する定期健康診査受診の徹底指導 に関して医療機関等とも協議の上、適切な対応をお願いします。

【回答】

精神科救急医療体制の整備については、4 区市協調にて整備を進めているところです。特に、休日・夜間の体制整備については、基幹病院に加えて民間精神科病院による平日深夜の受入れを拡充したとともに、より身近な地域での輪番病院の確保に努めております。また、精神科救急医療にかかる医療機関等の情報提供につきましては、4 区市が関係団体の協力のもと精神科救急医療情報窓口を設置し、休日・夜間における情報提供を実施しております。なお、平日日中は各区の保健福祉センターが相談に応じており、24 時間の情報提供体制を整備しております。

地域で生活している精神障害の方の、精神科疾患以外の対応につきましては、精神科を有する総合病院において、一般科と精神科の連携により治療にあたっているところですが、医療機関ごとに個別の様々な状況や課題があることから、その実態の把握に努めるとともに、国の制度の動向を踏まえながら、関係団体及び医療機関への働きかけを行ってまいります。

自立支援医療の指定医療機関についてですが、1か所目に指定している医療機関の主治医の判断でデイケア等の治療上重複がない場合は、2か所目の医療機関との役割の違いを書面で示すことで、2か所目の医療機関が認められる場合があります。

精神科医療の受診者に対する定期健診や健康状態の管理については、かかりつけ医療機関や、各区の保健福祉センター、就労又は利用している企業や施設等の様々な場面や方法で、健康状態の管理や健診の機会が提供されておりますので、個々の生活状況に応じて、利用を勧めてまいります。

3. 各区の保健福祉センター及び相談支援センターについて、職員数の増員と実務経験者の配置をお願いします。

【回答】

各区保健福祉センター障害者支援係では、精神保健福祉制度の手続き、精神保健福祉に関するご相談、デイケアや家族教室等の事業を社会福祉職、保健師等の専門職を中心に相談支援を行なっております。

また、今年度、地域相談支援センターの職員数の増員を図るため予算をつけ体制を整えたところです。相談支援センターの相談支援専門員については、国が定める資格要件を必須としております。更に国家資格等を有する職員を配置した場合に、加算がつく仕組みとなっており、多くの相談支援センターは有資格者を配置している状況がございま

す。

今後も、精神保健福祉相談の充実が図れるよう研修等を実施し、相談支援の質の向上に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

4. 在宅の当事者への訪問医療及びその家族も対象とする生活の総合支援を行う包括型地域生活支援体制（ACT）の整備について、県下で先駆けて立ち上げ、普及を図るようお願いいたします。（継続）

【回答】

ACTにつきましては、国の施策において、平成26年度より、精神障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、保健所等において、ひきこもり等の精神障害者を医療へつなげるための支援及び関係機関との調整を行う、精神障害者地域生活支援広域調整等事業へと再編されているとともに、医療機関によるアウトリーチについては、一部診療報酬化されるなど、その推進が図られていることから、本市においても、今後の国の動向や地域の状況を見極めながら、本市の状況に応じた体制について検討してまいります。

5. JR及び私鉄、有料道路等の割引を適用してください。（継続）

【回答】

精神障害者に対するJR等の運賃割引制度につきましては、本市といたしましても、大都市精神保健福祉主管課長会議や大都市衛生主管局長会議を通し、国やJR等に対して要望をおこなっているところでございまして、動向を見守ってまいりたいと存じます。

6. 入院医療援護金を増額してください。（継続）

【回答】

入院医療援護金につきましては、神奈川県知事の権限とされていた事務事業が、平成8年に県内の政令指定都市に委譲されたものであります。神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市にて支給金額及び基準について、統一した運用を行っており、現時点では川崎市単独での支給額の増額は困難な状況でございます。御理解くださいますようお願いいたします。

7. 自立支援医療及び障害者手帳の更新期間を是正すると共に、自立支援医療の申請・更新に必要な診断書料を無料化あるいは助成してください。また、これら申請書類の簡素化をさらに進めてください。（継続）

【回答】

自立支援医療の診断書料、更新期間の延長などにつきましては、他自立支援医療制度との制度格差を是正し、障害者手帳との整合性を図るよう、大都市精神保健福祉主管課

長会議を通して、引き続き国に対して要望をしているところでございます。

8. 障害者年金についての申請要件の緩和、無年金障害者をなくすための特別障害給付金の支給範囲の拡大、障害基礎年金支給額の改善について、国等へ働きかけをお願いします。また、申請書類の簡素化及び申請書に係る診断書料の助成をしてください。(継続、新規)

【回答】

障害年金の申請につきましては、平成27年10月より、これまで受給要件で特定が難しかった「初診日」の証明について、診断書等の医療機関による証明が得られない場合は、参考資料により本人の申し立てを認めることができるよう取扱いが変更されたところでございます。

また、当事国民年金の任意加入対象であった学生等を対象として、国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方への福祉的措置として、平成17年より特別障害給付金制度が創設される等の救済策が講じられているところですが、本市といたしましても、無年金者への対策の推進について、他の政令市とともに国に要望しているところでございます。

年金額につきましては、公的年金の維持を目的とした現役世代の負担緩和のため、支給額の調整が行われているところですが、障害基礎年金を含む基礎年金の支給額の改善につきましても、同様に国に要望を行っているところでございます。

また、障害年金の申請に必要な診断書作成費用につきましては、差額ベッド料など同様に、医療機関において任意で料金を設定できることとなっておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

9. 当事者の症状が不安定な時、また、家族が休息を取りたい時など、当事者や家族が安心してショートステイができ、医療面のサポートも可能な施設や仕組みを整備してほしい。(新規)

【回答】

家族や同居者との関係に不調をきたし、家族等から一時的に距離を置くことを目的として、精神障害者の方に対し、一時的に滞在する場を提供し、相談支援を行い、安定した地域生活を支援する「相談支援緊急一時支援事業」を平成27年3月より開始したところです。利用者からは、身近にこのような避難場所があることを知り安心できたという声を伺っているところです。医療的な支援や家族の滞在施設については、今後の検討とさせていただきたいと存じます。

10. 精神障がい者の雇用を義務化する動きの中で、当事者の就業機会の拡大を図ってください。また、市の障害者向け雇用施策の対象に精神障がい者を加えてください。(継続)

【回答】

本市では、平成26年3月に「川崎市障害者雇用・就労促進行動計画」を策定し、障害があっても働く意欲を実現できる、市民・企業・事業者・行政などの多様な主体の共働を通じた自立と共生の社会を目指して、30の行動にチャレンジしているところです。

平成30年の障害者雇用促進法に基づく精神障害者の雇用義務化に向け、精神障害のある方への就労支援施策については、民間企業での雇用促進もふまえ今後も積極的に取り組んでいく必要があるものと考えています。具体的には、昨年度から、川崎フロンターレなどのスポーツやカワサキハロウィンなどのエンターテインメントの場でスタッフとして働く機会を、年間365人の参加を目標に働くきっかけの場の創出をしており、当事者本人の働くきっかけ作りや働くことに対しての自信を得ること、さらには社会が障害者の働く姿を知りより働くことへの理解を深めることなどを目的とした就労体験企画を実施しているところです。また、就労意欲の高い本人に対してよりの確な支援を行えるよう支援者向けの精神障害のある方への効果的な支援技法を会得する実務研修会の開催しております。さらには、障害のある方の就労後の定着を図るために、本人の配慮要求力を高めること等を目的とした民間の就労支援事業所と協働により本市独自で開発したK-S T E Pプログラムに試行的に取り組んでおります。本市での障害者雇用施策において、様々な事業展開により実践と検証を進めているところですので、引き続き効果的な取組を進めていきたいと考えております。

次に、本市における雇用につきましては、平成30年には、障害者雇用促進法に基づく精神障害者の雇用義務化がなされることも見据えて、民間企業での精神障害のある方への雇用が促進されていることもふまえ、本市での雇用についてもその在り方について検討していくべきものと考えております。

次に、障害者施設への業務発注（3号随契）につきましては、各事業所におかれましても従前の業務の継続ではない積極的な営業活動等を行っていただく姿勢を持っていただきつつ、障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ今後も積極的な発注に努めてまいりたいと考えております。

11. 相談支援事業の強化が進められる中で、精神障がい分野には法制化された当事者や家族の相談員制度がありません。法制化された精神障がい者相談員制度の創設を国、県へ働きかけてください。（継続）

【回答】

本市におきましては、当事者対象のピアサポーターの養成を行ない、身近な仲間の相談にのるなどの活動をしています。また、貴会に委託しております地域精神保健福祉対策促進事業も、ご家族が相談支援を行う貴重な機会となっております。相談員の法制化につきましては、大都市主管課長会議として、国へ要望を行ったところでございます。

12. 家族会活動への支援や行政と家族会との連携等の観点から、定例会等には区役所の会議室等を定例的に利用できるよう配慮をお願いしますと共に、各区精神障がい担当職員の出席のもと、毎年複数回の家族教室の開催や福祉サービス等に関する意見交換・情報提供の機会を設けるようお願いします。(継続、新規)

【回答】

家族会定例会等への精神障害者担当の参加に関しては、各区で事情が異なりますので、各単会と区担当者でご相談いただきたいと存じます。また、発病して間もないご家族を対象の家族教室は毎年各区で実施しており、大変重要な事業と考えておりますので、今後も実施してまいります。

区役所会議室等の使用につきましては、『原則として行政に資することを目的として開催される会議に限るもの』となっておりますので、定期的な利用は難しいと考えます。しかしながら、保健福祉センターの利用等も考えられることから各区担当者にご相談いただきたいと存じます。

13. あやめ会への地域精神保健福祉対策促進事業の委託を継続してください。(継続)

【回答】

あやめ会の様々な活動につきましては、電話及び面接による心の健康相談事業やひきこもり対策としての訪問活動事業等、その意義や成果について充分認識しており、平成28年度以降も継続できるよう努めてまいります。